

令和元年7月1日

横浜市保健医療協議会委員 各位

横浜市保健医療協議会会長  
伏見 清秀

令和元年度第1回横浜市保健医療協議会の書面開催について（依頼）

盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

第1回横浜市保健医療協議会につきましては、例年8月頃に開催しておりますが、このたび、横浜市医療局長から審議の依頼がありました。

本来であればご参集頂き協議頂くところですが、事務局とも調整した結果、時間的な猶予がないため、大変申し訳ありませんが、書面による開催とさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、ご理解くださいますようお願いするとともに、お忙しいところ大変恐縮ですが、次の議題について別紙様式にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【議題】

小児ホスピス設立支援事業（仮称）における事業者の選定について

※議題に関してのご意見については、令和元年7月8日（月）までに、別紙様式にて下記の担当へ郵送又はEメールにてご返送ください。

送付資料

- (1) 議案書
- (2) 回答書（別紙様式）
- (3) 小児ホスピスについて（資料1）
- (4) 横浜市保健医療協議会運営要綱（参考資料）

担当：横浜市医療局医療政策課 藤田、栗本  
TEL 045-671-2972 FAX 045-664-3851  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
Eメール ir-seisaku@city.yokohama.jp

# 議案書

横浜市医療局医療政策課

## 小児ホスピス設立支援事業（仮称）における事業者の選定について

### 1 経緯

横浜市では、横浜市保健医療協議会においてご審議いただき策定した「よこはま保健医療プラン 2018」に基づき、小児ホスピス設立支援事業（仮称）を行うこととなったため、整備・運営を行う事業者の選定にあたり、横浜市保健医療協議会に事業者の審査及び選定を依頼します。

つきましては、次の議題について委員の方々のご意見をお伺いしたいと存じます。

（小児ホスピスの概要については別紙資料を参照してください）

### 2 議題

下記の内容について、別紙様式「回答書」によりご回答をお願いいたします。

横浜市では、「よこはま保健医療プラン 2018」において、小児ホスピス設立支援を小児医療政策の一部に位置付けております。

この度、民設民営による小児ホスピス設立を支援する事業（※1）を実施することとなりました。

つきましては、事業者の選定及び審査について、次のとおり提案します。

○事業者の選定には、公平性・透明性の確保が求められることから、審査及び選定を  
横浜市の附属機関である横浜市保健医療協議会へ依頼

○審査にあたって、小児医療や在宅支援の状況、応募者の財務状況などについて専門的な知識が必要となるため、部会を設置（※2）

（横浜市保健医療協議会運営要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項、第2項及び第4項）

○事業スケジュール（※3）の都合上、例年横浜市保健医療協議会が開催されている時期と事業者を選定しなければならない時期が合わないため、部会での議決をもって協議会の議決として、事業者を選定する（要綱第7条第6項）

なお、選定結果については、選定後の直近の横浜市保健医療協議会で報告する

### ※1 設立に向けた市の主な支援策

- （1）事業用地として、市有地を使用貸借（無償）する
- （2）安定的に事業運営が出来るよう、一定期間（開所後5年で見直し）運営費の一部を補助する
- （3）区役所や医療機関等関係機関との連携に関する調整  
（小児緩和ケアや医療的ケア児等を取り巻く状況の普及啓発や理解促進などの活動に対する協力）

## ※2 部会の概要

### (1) 委員構成

部会の委員は会長が指名する者をもって組織することとなっているため、事務局で案を作成し、**会長に委員及び部会長をご指名**いただきます。

なお、任期については、当該事項に関する協議が終了したときは解散するものとします。(要綱第7条第2項、第3項)

○現時点では、5～6名程度を想定

- ・保健医療協議会委員 1名
- ・学識経験者（小児医療、在宅看護分野） 2～3名
- ・社会福祉士 1名
- ・公認会計士 1名

### (2) 担当事務

小児ホスピスの整備・運営事業者の選定

### (3) 部会の開催と議事について

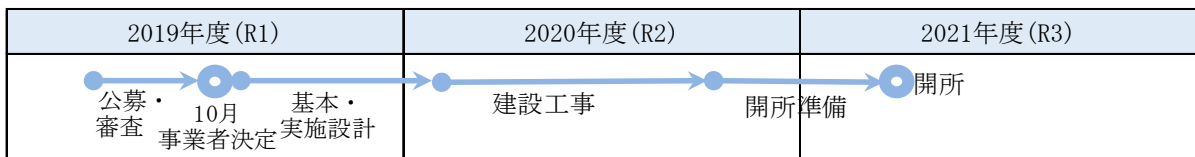
第1回 令和元年7月中旬～下旬

議事：①公募要項、審査方法等の決定 ②審査スケジュールの決定

第2回 令和元年10月上旬～中旬

議事：事業者の審査、選定

## ※3 全体スケジュール（予定）



○横浜市保健医療協議会は例年8月と2月頃に開催

## 【参考】本市の施策としての位置付け

よこはま保健医療プラン2018～第V章 4小児医療（抜粋）

### 【主な施策】

No.	内容
⑥	がんや難病等の病気や重度の障害を抱えながら、長期的な在宅療養生活を送る子どもや家族の療養生活における生活の質の向上を支える活動を行う民間団体等の活動を支援します（小児ホスピス・入院児童等家族滞在施設等）。

### 【目標】

指標	現状	2020	2023
民間団体等の活動支援	支援策検討	支援	支援

回答書

\_\_\_\_ 委員

1. 議題「小児ホスピス設立支援事業（仮称）における事業者の選定について」への賛否

※どちらかに○をつけてください

賛成

反対

ご意見などがございましたらご記載ください。

回答期限：令和元年7月8日（月）まで

提出先：横浜市医療局医療政策課 藤田、栗本

（郵送）〒230-0017 横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビルディング4階

（Eメール）[ir-seisaku@city.yokohama.jp](mailto:ir-seisaku@city.yokohama.jp)

## 【小児ホスピスについて】

小児ホスピスは、成人を対象とした終末期の療養を支える医療機関（緩和ケア病棟）とは異なり、生命を脅かす病気を抱えながら主に在宅療養生活を送る子どもや家族を支援する施設です。（法的な位置付けは、まだありません。）

## 【利用対象者】

- ・小児がんなど根治的治療によって治癒するかもしれないが功を奏さない可能性もある病態
- ・神経筋疾患など早期の死は避けられないが、延命治療による延命が得られる可能性のある病態
- ・染色体異常など進行性で根治的な治療がないため、緩和ケアに限られる病態

医療技術の進展に伴い、生命を脅かす病気を抱えながら、療養生活を余儀なくされる子どもが増えています。これまで、医療機関や在宅で治療に専念せざるを得ませんでした。本来、病気を抱えていても子どもは日々成長しており、「遊び」や「学び」を必要としています。

これに伴い、患者や家族の療養生活の質の向上が、小児医療政策上の大きな課題の一つとなっており、その対策の重要性を増してきているため、本市では、子どもらしい当たり前の生活を体験することができる地域コミュニティ型の小児ホスピスの設立を支援することとします。

なお、現在、市有地（未利用地）を事業予定地として調整中です。

～類似施設（TSURUMI こどもホスピス）※TSURUMI こどもホスピスホームページから引用～

【中庭から】



【活動風景①～室内遊び～】



【活動風景②～水遊び～】

